

健康保険証について重要なお知らせ

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により…

12月2日から 健康保険証が 発行されなくなります

Q1. いま持っている健康保険証は、
12月2日から使えなくなるの？

A1. 12月2日以降も、一定期間使用できます。
有効期限は、各健康保険により異なります。

Q2. 12月2日以降は、健康保険証の代わりに
病院に何を持っていくの？

A2. 下の表を参考に受診してください。

	マイナ保険証を 持っている方	マイナ保険証を 持っていない方
12月1日まで	マイナ保険証 または 健康保険証	健康保険証
12月2日から		健康保険証または資格確認書

※各健康保険によって取扱いが異なります。
くわしくは裏面を確認してください。

成田市国民健康保険に加入している方

- ◆ 令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、負担割合などに変更がない限り、有効期限まで引き続き使用できます。
- ◆ 12月2日以降、成田市からすべての加入者の方に、お持ちの保険証の有効期限が切れる前に、マイナ保険証の有無に応じて、以下の書類を交付します。
 - ・マイナ保険証を持っていない方 …「資格確認書」
 - ・マイナ保険証を持っている方 …「資格情報のお知らせ」

【お問い合わせ先】

成田市 市民生活部 保険年金課 国保資格課税係 ☎0476-20-1526

成田市後期高齢者医療に加入している方

- ◆ 令和6年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、負担割合などに変更がない限り、有効期限まで引き続き使用できます。
- ◆ 12月2日以降、新たに後期高齢者医療制度に加入する方や、住所や負担割合に変更があった方、保険証の紛失による再交付を希望する方などに対しては、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を交付します。（※令和7年8月の年次更新までの暫定的な運用となります。令和7年8月以降の取り扱いについては、決まり次第お知らせします。）

【お問い合わせ先】

成田市 市民生活部 保険年金課 高齢者医療係 ☎0476-20-1547

その他の社会保険などに加入している方

- ◆ 成田市国民健康保険または後期高齢者医療以外の社会保険などに加入している方は、加入している健康保険の保険者または勤務先にお問い合わせください。